



# 山形県公報

令和5年3月24日(金)  
第390号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則……………(学事文書課) …… 250

### 告 示

- 山形県水資源保全地域の指定……………(環境企画課) …… 同
- 知事指定薬物の指定の失効……………(コロナ収束総合企画課) …… 同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) …… 251
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………( 同 ) …… 同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) …… 同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………( 同 ) …… 252
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………( 同 ) …… 同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………( 同 ) …… 253
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院の認定……………(障がい福祉課) …… 同
- 応急入院指定病院の指定……………( 同 ) …… 同
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院の指定……………( 同 ) …… 254
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) …… 同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) …… 259
- 民有保安林指定の解除の予定……………(森林ノミクス推進課) …… 同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) …… 260
- 同……………( 同 ) …… 同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) …… 同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) …… 261
- 同……………( 同 ) …… 同
- 同……………( 同 ) …… 同
- 同……………( 同 ) …… 262
- 道路の占用の制限区域の指定……………(道路保全課) …… 同
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法……………( 同 ) …… 271
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …… 同
- 同……………( 同 ) …… 272

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 同
- 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等の実施に関し県教育委員会が定める職等を定める規則……………274

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業振興・経営支援課）… 275
- 監査結果の公表……………（監査委員）… 276
- 令和3年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………（同）… 281

規 則

山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年3月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第11条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第177号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 新庄市水資源保全地域
- 2 区 域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める新庄市の森林の区域

山形県告示第178号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 失効した知事指定薬物の名称
  - (1) N-（4-フルオロフェニル）-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] フラン-2-カルボキシアミド及びその塩類（通称名 para-Fluorofuranylfentanyl、4F-furanylfentanyl、4F-Fu-F）
  - (2) N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類（通称名MET）
  - (3) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1V-LSD）
  - (4) 1- [1-（3-メチルフェニル）シクロヘキシル] ピロリジン及びその塩類（通称名 3-Me-PCPy、3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine）

- 2 失効の理由  
条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため
- 3 失効年月日  
令和5年3月20日

**山形県告示第179号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
あ ん ど う ク リ ニ ッ ク	寒河江市大字中郷1042番2	令和 4.12.12
カ ワ チ 薬 局 鶴 岡 宝 田 店	鶴岡市宝田三丁目1番5号	令和 5. 1. 1

**山形県告示第180号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
訪問看護ステーション レント  
天童市東久野本三丁目4番24号
- 2 変更の内容

指 定 医 療 機 関 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
天童市東久野本一丁目1番12号	天童市東久野本三丁目4番24号	令和 4.11.17

**山形県告示第181号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
斎 藤 胃 腸 ク リ ニ ッ ク	鶴岡市本町二丁目2番35号	令和 4.11.30

あんどウクリニック	寒河江市大字中郷1042番2	同	12.11
塩野医院	天童市乱川三丁目2番10号	同	12.20
大山ひまわり薬局	鶴岡市大山二丁目25番35号	同	12.31
小島薬局	酒田市亀ヶ崎四丁目1番37号	同	
あんにん薬局	南陽市島貫字下堂ノ前615番7	令和	5. 1.31
ほし薬局金山店	最上郡金山町大字金山328番地9	同	
小松医院	酒田市泉町3番17号	同	2.15
仁藤歯科医院	村山市楯岡十日町6番17号	同	2.28

山形県告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年3月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
天童デイサービス あさひの家  
天童市五日町一丁目2番5号
- 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
茶話本舗天童デイサービス あさひの家	天童デイサービス あさひの家	令和 4.11. 1

山形県告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年3月24日

山形県知事 吉村美栄子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
菅野歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	尾花沢市禁町二丁目1番5号	令和 4.10. 3

介護相談センター笑顔	居宅介護支援	東根市大字野川1318	同 10.12
------------	--------	-------------	---------

**山形県告示第184号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
遠 藤 鎌	からだ元気治療院山形中央店	山形市小白川町四丁目19番1号	令和5.3.1

**山形県告示第185号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定により、任意入院者等の診察を特定医師に行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	山形市桜町2番75号	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
社会医療法人公徳会 佐藤病院	南陽市柵塚948番地の1	同
公立置賜総合病院	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	同
山形県立こころの医療センター	鶴岡市北茅原町13番1号	同
医療法人山容会 山容病院	酒田市浜松町1番7号	同

**山形県告示第186号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	指 定 期 間
社会医療法人公徳会 若宮病院	山形市吉原二丁目15番3号	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
社会医療法人二本松会 かみのやま病院	上山市金谷字下河原1370番地	同
医療法人社団斗南会 秋野病院	天童市大字久野本362番地の1	同

医療法人風心堂 小原病院	西村山郡河北町谷地字月山堂151番地1	同
医療法人社団清明会 PFC HOSPITAL	新庄市大字福田806番地	同
社会医療法人公徳会 米沢こころの病院	米沢市アルカディア一丁目808番32	同
医療法人杏山会 吉川記念病院	長井市成田1888番1	同

**山形県告示第187号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、同条第2項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	指 定 期 間
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	山形市桜町2番75号	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
公 立 置 賜 総 合 病 院	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	同
社会医療法人公徳会 佐藤病院	南陽市櫛塚948番地の1	同
山形県立こころの医療センター	鶴岡市北茅原町13番1号	同
医療法人山容会 山容病院	酒田市浜松町1番7号	同

**山形県告示第188号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形県米穀集荷協同組合  
理事長 土田 仁  
山形市東籠野町43番地
- 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			備 考	変更年月日
変 更 前	変 更 後			
高橋 重人 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和5年3月8日	
鈴木 美由紀 玄米	同 左			
尾崎 彰太郎 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
渡部 正寛 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			

大場 宗一 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 幸平 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 まつ 玄米、大豆、そば	同 左		
長谷部 甚作 玄米、大豆、そば	同 左		
庄司 保志 もみ、玄米	同 左		
大泉 貴夫 もみ、玄米			
丹野 正英 もみ、玄米、大豆	同 左		
伊藤 忠一 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
井上 信敏 玄米、大豆、そば	同 左		
森 裕子 玄米、大豆	同 左		
須藤 賢治 玄米	同 左		
植松 伸之 玄米	同 左		
黒山 典之 玄米、大豆、そば	同 左		
本間 正子 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
国分 政行 玄米、大豆、そば	同 左		
富樫 利宏 玄米、大豆、そば	同 左		
柿本 吉雄 玄米、大豆、そば	同 左		
五十嵐 峰夫 玄米、大豆、そば	同 左		
佐々木 重四郎 玄米、大豆、そば	同 左		
井上 孝一 玄米、大豆、そば	同 左		
手塚 昌之 玄米、大豆、そば	同 左		
竹田 正幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
茂出木 公夫 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
石川 忠良 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		

佐藤 一之 玄米、大豆、そば	同 左
淀野 昭仁 玄米、大豆	同 左
井上 文典 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 優子 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
飯沢 健司 玄米、大豆、そば	同 左
淵田 謙一 玄米、大豆	同 左
佐藤 吉男 もみ、玄米、大豆	同 左
石川 尚 もみ、玄米、大豆	同 左
小島 行雄 玄米、大豆	同 左
山崎 信一郎 もみ、玄米	同 左
吉田 和人 もみ、玄米	同 左
大津 敏春 もみ、玄米	同 左
秋葉 一司 玄米、大豆、そば	同 左
山崎 政彰 玄米、大豆	同 左
設楽 敏英 玄米、大豆、そば	同 左
柴田 七郎兵衛 玄米、大豆、そば	同 左
大山 清博 玄米	同 左
鈴木 亙 玄米	同 左
大類 亮 玄米	同 左
星田 政一 玄米、そば	同 左
今野 悦子 玄米	同 左
小野寺 智保 玄米、大豆、そば	同 左
栗田 勝治 玄米、大豆、そば	同 左
高橋 志朗 玄米	同 左



近岡 秀一 玄米	同 左
我妻 正昭 玄米	同 左
伊藤 雅幸 玄米	同 左
舟山 一美 玄米	同 左
富樫 信吉 もみ、玄米	同 左
高橋 治 もみ、玄米	同 左
渡邊 健一 もみ、玄米	
工藤 浩 玄米、大豆、そば	同 左
大津 朋洋 玄米	同 左
佐藤 智之 玄米	同 左
逸見 弘子 玄米、大豆	同 左
富樫 宏一 玄米	同 左
安喰 昭裕 玄米	同 左
鈴木 文明 そば	同 左
鈴木 亮吉 玄米	同 左
渡辺 貴志 玄米、大豆	同 左
井上 なほみ 玄米	同 左
櫻井 卓弥 玄米、大豆	同 左
角屋 晃孝 玄米	同 左
渡邊 徹 玄米	同 左
茂出木 純也 玄米	同 左
淵田 春美 玄米、大豆	同 左
佐藤 良平 玄米	同 左
高津 史康 玄米、小麦、大豆	同 左

香曾我部 健 玄米	同 左
成原 恵美 玄米	同 左
斉藤 咲恵子 玄米	同 左
今野 寿洋 玄米	同 左
小野寺 賢一 玄米	同 左
渡部 由里子 玄米	同 左
佐々木 和代 玄米	同 左
須賀 正樹 玄米	同 左
竹田 幸広 玄米	同 左
佐藤 太 玄米	同 左
後藤 周一 玄米	同 左
結城 友靖 玄米、大豆、そば	同 左
福井 晋哉 玄米	同 左
高橋 彰良 玄米	同 左
柿本 卓也 玄米、大豆、そば	同 左
我妻 正考 玄米、大豆	同 左
井上 元紀 玄米	同 左
樋口 幹夫 玄米	同 左
淵田 正樹 玄米	同 左
石川 直美 玄米	同 左
小島 隆行 玄米	同 左
佐藤 暁 玄米	同 左
熊倉 寿 玄米	同 左
大川 好友 玄米	同 左

尾崎 雄大 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
松澤 英紀 玄米	同 左		
関 陽介 玄米	同 左		
菊池 明博 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
國分 宏樹 もみ、玄米	同 左		
溝越 清貴 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
沼沢 弘明 玄米	同 左		
鈴木 淳一 玄米	同 左		
大川 裕太郎 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
森 郁 玄米	同 左		
高橋 伶央 玄米	同 左		
栗田 亮平 玄米	同 左		
伊藤 昇 玄米	同 左		
石川 恵介 玄米	同 左		
早川 健 玄米	同 左		
小形 仁 玄米	同 左		

**山形県告示第189号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市大字湯野沢1749番地14
- 3 認可年月日  
令和5年3月16日

**山形県告示第190号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
山形市蔵王温泉字駒鳴セ1184-1、1185-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 保安林解除の理由  
消防用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第191号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和5年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町吉出字和田10番7から 同 境田4番14まで	旧	12.2メートル } 9.2	20 メートル
同 上	新	11.4メートル } 9.2	同 上

**山形県告示第192号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和5年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海ヶ沢松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市山寺字欠之上167番から 同 168番まで	旧	9.0メートル } 7.5	12 メートル
同 上	新	9.0メートル } 7.5	同 上

**山形県告示第193号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
横川ダム（西置賜郡小国町の一部）
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年9月26日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ計測）

---

**山形県告示第194号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
寒河江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 寒河江都市計画下水道事業  
(2) 名称 寒河江市公共下水道
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和61年3月18日から令和12年3月31日まで

---

**山形県告示第195号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
金山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 金山都市計画下水道事業  
(2) 名称 金山町公共下水道
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成8年1月9日から令和10年3月31日まで

---

**山形県告示第196号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
真室川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 真室川都市計画下水道事業  
(2) 名称 真室川町公共下水道
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間

平成10年3月3日から令和12年3月31日まで

**山形県告示第197号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
遊佐町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 遊佐都市計画下水道事業  
(2) 名 称 遊佐公共下水道
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成2年11月9日から令和10年3月31日まで

**山形県告示第198号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において令和5年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 制限する道路の路線名及び区間

道路の種類及び路線名		占用を制限する区域
一 般 国 道	112号	鶴岡市中野京田字上大坪2番4から酒田市山居町二丁目5番1まで
		酒田市本町三丁目48番地先から同市本町三丁目1番3まで
		酒田市中央東町158番106から同市宮海字新林687番まで
	113号	南陽市赤湯字川尻2933番1から同市柵塚字北谷地913番3まで
		東置賜郡高畠町大字深沼1624番1から同町大字二井宿7427番1まで
	286号	山形市松波一丁目16番9から同市松山三丁目13番4まで
	287号	米沢市窪田町小瀬字700番3から同市窪田町藤泉字沖下1362番3まで
		米沢市成島町二丁目2917番3から東根市大字羽入字縄目3382番1まで
		東根市大字羽入字北原2131番3から同市大字蟹沢字上縄目1823番2まで
	344号	最上郡金山町大字金山字上野869番5から酒田市上安町一丁目1番30まで

	345号	鶴岡市木野俣字前川原105番5から同市外内島字古川394番4まで
		鶴岡市大宝寺字立野599番12地先から東田川郡庄内町狩川水除2番1まで
		東田川郡庄内町狩川字古田2番4から酒田市市条字水上20番まで
		酒田市小泉字後田20番2から飽海郡遊佐町菅里字菅野310番16まで
	347号	西村山郡河北町谷地字砂田203番1から尾花沢市大字母袋字風倉山国有林62林班まで
	348号	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙熊の宮1027番27から山形市富の中一丁目1226番1まで
	399号	東置賜郡高島町大字小郡山字大幡137番1から同町大字根岸字狐塚296番1まで
		南陽市櫛塚字太子堂380番1から同市和田字掛在家3467番まで
	458号	新庄市石川町263番2から同市大字升形字笹原1647番45まで
		新庄市大字本合海字本合海110番3から最上郡大蔵村大字南山字元屋敷3301番1まで
西村山郡大江町大字左沢字薬師堂829番2から東村山郡中山町大字長崎字沼田4144番3まで		
東村山郡山辺町大字大寺字竹ノ花4035番から同町大字山辺字古屋敷2251番7まで		
東村山郡山辺町三河40番2から上山市大字赤坂字赤坂28番2まで		
主 要 地 方 道	米沢高島線	米沢市下花沢二丁目1934番6から同市下花沢二丁目37番1まで
		米沢市花沢町931番1から東置賜郡高島町大字高島字渋作280番1まで
	米沢猪苗代線	米沢市本町二丁目630番から同市泉町一丁目1918番まで
	米沢南陽白鷹線	米沢市中央一丁目950番1から同市中央一丁目4224番まで
		米沢市中央四丁目3663番4から南陽市露橋字川向510番3まで
	米沢飯豊線	西置賜郡飯豊町大字須郷字中林354番10から同町大字手ノ子字大西1224番5まで
	山形南陽線	南陽市小滝字瀧ノ上1179番1から同市宮内字下田三2442番4まで
	米沢停車場線	米沢市大町四丁目4484番1から同市東三丁目7345番3まで
	高島川西線	東置賜郡高島町大字高島字渋作296番5から同町大字一本柳字三百野2402番1まで
		東置賜郡高島町大字福沢字福沢八1107番1から同郡川西町大字中小松字田仲2505番1まで
川西小国線	西置賜郡飯豊町大字須郷字中林354番10から同町大字上原字下高瀬467番2まで	

長井大江線	長井市宮字境町西一468番1から同市宮字大町二538番2まで
	西置賜郡白鷹町大字高玉字西遅沢1559番9から同町大字高玉字谷地田1642番2まで
長井飯豊線	長井市小出南壱385番1から西置賜郡飯豊町大字小白川字中里一433番1まで
白石上山線	上山市金谷字飯ノ森2068番1から同市蔵王の森59番まで
上山七ヶ宿線	上山市石崎一丁目字石崎250番9から同市矢来四丁目267番1まで
	上山市関根字下原202番12から同市檜下字赤山1357番8まで
上山蔵王公園線	上山市小倉字大森1968番2から山形市蔵王温泉字土合973番3まで
山形白鷹線	山形市富の中一丁目1231番から同市富神台55番まで
山形朝日線	山形市十日町一丁目273番3から同市春日町8番21まで
	山形市黄金38番3から東村山郡山辺町緑ヶ丘三丁目5番まで
	東村山郡山辺町大字大寺字竹の花3957番から西村山郡朝日町大字宮宿三ノ沢414番8まで
山形山寺線	山形市旅籠町三丁目275番から同市薬師町二丁目440番12まで
山形羽入線	山形市服部50番2から同市馬合38番13まで
	天童市大字蔵増字谷地4962番1から同市大字大町字西原363番6まで
蔵王公園線	山形市蔵王温泉字ドス平1138番6から同市表蔵王203番まで
山形天童線	天童市大字清池字藤段1363番から同市大字長岡字ガラン109番1まで
天童大江線	天童市桜町二丁目16番から同市老野森二丁目8番10まで
	天童市大字小関字堅田前1280番から西村山郡大江町大字左沢字木ノ沢2136番1まで
天童寒河江線	天童市石鳥居一丁目1232番4から同市大字清池字藤段1363番まで
	東村山郡中山町大字長崎字新町248番1から同町大字長崎字立道3210番1まで
	東村山郡中山町大字長崎字中川原8042番25から同町大字長崎字渡丸4144番3まで
	寒河江市元町四丁目7番36から同市大字寒河江字内ノ袋41番1まで



寒河江村山線	寒河江市本町二丁目2番1から西村山郡河北町谷地字田中1番1まで
	西村山郡河北町谷地字谷地35番から同町谷地字東328番2まで
	東根市大字松沢字平内258番5から村山市中央一丁目1395番1まで
寒河江西川線	西村山郡西川町大字沼山字高瀬825番26から同町大字間沢字金畑278番2まで
大江西川線	西村山郡大江町大字左沢字薬師堂826番3から同町大字本郷字下モ原己313番30まで
尾花沢最上線	尾花沢市大字尾花沢字南原1853番2から同市上町四丁目2300番1まで
	尾花沢市新町一丁目19番から同市新町四丁目4438番2まで
	尾花沢市大字正厳字宮原608番3から最上郡最上町大字富沢字西田633番5まで
尾花沢関山線	村山市楯岡新町一丁目33番1から東根市大字東根元東根字川原926番430まで
	東根市大字東根元原方字大森北417番1から同市大字関山字境松311番5まで
大石田畑線	北村山郡大石田町大字大石田字新大石田甲66番から最上郡舟形町堀内字堀内100番11まで
	最上郡大蔵村大字赤松字宮野901番7から同村大字清水字白須賀1525番1まで
舟形大蔵線	最上郡舟形町舟形字野々田339番11から同郡大蔵村大字清水字ウト山5256番まで
新庄停車場線	新庄市沖の町1番から同市本町335番1まで
庄内空港立川線	東田川郡三川町大字猪子字和田庫159番3から同町大字押切新田字下川原31番3地先まで
新庄戸沢線	新庄市大字鳥越字新町後1005番8から同市大町116番まで
	新庄市五日町字元宮内720番2から最上郡戸沢村大字古口字真柄2117番1まで
真室川鮭川線	最上郡真室川町大字及位字上田表417番1から同町大字新町字上荒川152番16まで
	最上郡真室川町大字新町字上荒川144番7から同郡鮭川村大字佐渡字日下2001番5まで
新庄次年子村山線	新庄市堀端町10番1から最上郡舟形町堀内字堀内100番11まで
	村山市大字本飯田字西山2498番2から同市大字櫛山字金谷原4600番29まで
酒田鶴岡線	酒田市新堀字前岡512番2から同市落野目字広野11番31地先まで
	酒田市京田二丁目93番1から鶴岡市友江町19番1まで
酒田松山線	酒田市大野新田字村南395番1から同市檜橋字上川原410番まで

酒田停車場線	酒田市相生町二丁目5番27から同市中央東町158番106まで
酒田港線	酒田市御成町4番1から同市下安町20番1まで
余目加茂線	東田川郡庄内町余目字三人谷地224番1から同郡三川町大字押切新田字街道表199番地先まで
余目温海線	東田川郡庄内町跡字西田112番から同町余目字上朝丸25番まで
	鶴岡市羽黒町後田字東190番6から同市羽黒町後田字谷地田264番まで
	鶴岡市松音字上松根395番2から同市越中山字谷口134番まで
	鶴岡市下名川字村下87番2から同市本郷字上ノ平112番1まで
	鶴岡市温海川字薬師越6番から同市湯温海字湯之尻289番まで
鶴岡羽黒線	鶴岡市日出二丁目9番3から同市戸野字橋本20番1まで
山形山辺線	東村山郡山辺町清水37番から同町清水26番1まで
藤島由良線	鶴岡市藤島字村東96番から同市文下字家岸120番まで
	鶴岡市加茂字加茂186番から同市由良字由良沢31番3まで
山形上山線	山形市富の中四丁目5番13から上山市新町一丁目1113番4まで
山形永野線	山形市大字土坂字荒屋敷456番1から同市蔵王温泉字ドス平1138番34まで
	山形市蔵王温泉字坂ノ上1028番4から上山市小倉字大森1968番85まで
新庄舟形線	最上郡舟形町舟形字沖の原3467番から同町舟形字向山2128番78まで
	最上郡舟形町舟形字野々田18番から同町長沢字檜原1番45まで
戸沢大蔵線	最上郡戸沢村大字古口字本町1019番7から同村大字角川字下本郷481番1まで
	最上郡大蔵村大字南山字湯の倉山2128番4から同村大字南山字元屋敷3301番1まで
新庄鮭川戸沢線	最上郡戸沢村大字名高字鞭打野1593番52から同村大字津谷字鞭打野1830番296まで
菅野代堅苔沢線	鶴岡市五十川字川内袋10番1から同市堅苔沢字葎浦47番17まで
最上鬼首線	最上郡最上町大字向町字町浦107番3から同町大字向町字愛宕前791番1まで
一般	米沢浅川高島線
	米沢市成島町三丁目2758番2から同市信夫町5644番まで
	米沢市中田町254番1から同市中田町字川原五756番1まで

県道	南陽川西線	南陽市櫛塚字太子堂380番1から同市島貫字西原西26番4まで
		南陽市宮崎字前野原一1296番15から同市関根字杉ノ下962番1まで
	狸森上山線	上山市鶴脛町一丁目144番1から同市矢来一丁目1214番11まで
	山辺中山線	東村山郡山辺町大字山辺字古屋敷2250番1から同郡中山町大字長崎字立道3213番2まで
	天童河北線	天童市大字大町字西原363番6から同市大字大町字西原2039番まで
	天童山寺公園線	天童市一日町二丁目2番から同市北目三丁目2197番1まで
	藤島羽黒線	鶴岡市藤島字山ノ前29番7から同市戸野字祝儀田31番3まで
	余目松山線	東田川郡庄内町常万字向田3番1から同町余目字矢口98番3地先まで
		東田川郡庄内町余目字三人谷地74番から酒田市竹田字下川原73番116地先まで
	庄内空港線	酒田市浜中字村東840番1から同市浜中字分散山459番1まで
	東根尾花沢線	東根市さくらんぼ駅前一丁目11番27から同市さくらんぼ駅前一丁目8番7まで
		東根市温泉町三丁目4982番11から同市温泉町三丁目4938番2まで
		村山市楯岡新町一丁目154番27から同市楯岡新町一丁目31番1まで
		村山市大字土生田字柳立4540番12から同市大字土生田字道出4591番1まで
	尾花沢大石田線	尾花沢市大字尾花沢字下新田1727番11から同市大字尾花沢字下新田1699番4まで
		北村山郡大石田町大字大石田字四日町乙41番から同町大字大石田字本町丁62番1まで
	東根大森工業団地線	東根市大字東根元原方字大森北417番1から同市大字蟹沢字上縄目1821番5まで
	荻袋大浦線	尾花沢市大字荻袋字西荻袋1327番119から北村山郡大石田町大字海谷字東886番1まで
	元町高屋線	寒河江市元町二丁目14番6から同市大字高屋字台下1721番2まで
	米沢環状線	米沢市成島町一丁目2800番2から同市城南二丁目6704番3まで
	西米沢停車場線	米沢市木場町115番4から同市中央四丁目4249番1まで
	糠野目亀岡線	東置賜郡高島町大字糠野目字鎌塚台四2429番4から同町大字亀岡字町裏4198番まで
	赤湯停車場線	南陽市赤湯字馬町北946番1から同市赤湯字川尻3108番4まで
	長井停車場線	長井市宮高野町南一1182番7から同市小出下川原宅北1957番1まで

妙見寺西蔵王公園線	山形市東山形二丁目1番1から同市大字土坂字荒屋敷456番1まで
十日町仙石線	上山市十日町829番から同市仙石字藤沼764番1まで
蔵王成沢長谷堂線	山形市蔵王松ヶ丘一丁目651番10から同市松原字谷地803番1まで
羽前長崎停車場線	東村山郡中山町大字長崎字西浦4668番6から同町大字長崎字北小路410番まで
寒河江停車場線	寒河江市本町一丁目625番から同市本町一丁目607番8まで
山形空港線	東根市神町西四丁目340番227から同市神町中央二丁目9087番10まで
大石田土生田線	北村山郡大石田町大字大石田字本町丁62番1から村山市大字土生田字道出4591番2まで
遊佐停車場藤崎線	飽海郡遊佐町遊佐字京田69番3から同町小原田字沼田18番1まで
	飽海郡遊佐町庄泉字加美田71番から同町藤崎字實垣下114番1まで
板谷米沢停車場線	米沢市大町三丁目900番から同市相生町1769番7まで
	米沢市駅前二丁目2057番1から同市駅前二丁目2156番12まで
綱木米沢停車場線	米沢市門東町三丁目3001番36から同市門東町三丁目974番まで
上和田浅川線	東置賜郡高島町大字元和田元中和田字中井1779番5から同町大字馬頭字上光田29番2まで
梨郷赤湯停車場線	南陽市西落合字東又141番から同市高梨字六角壇593番1まで
大塚米沢線	東置賜郡川西町大字黒川字宿南269番から同町大字苙字下苙371番1まで
赤湯宮内線	南陽市三間通字円蔵前1287番5から同市宮内字下田三2451番1まで
椿長井線	長井市小出字台の前3743番5から同市小出字台の前3728番2まで
高玉広野線	西置賜郡白鷹町大字高玉字宮ノ前996番2から同町大字広野字新町二2365番4まで
萩生九野本線	長井市九野本字谷地寺1217番3から同市九野本字谷新橋1254番1まで
勸進代舟場線	長井市五十川字袋6014番2から同市舟場10番1まで
萱平河崎線	上山市金生西二丁目4番2から同市大字長清水一丁目125番1まで
	上山市河崎二丁目字石崎71番2から同市河崎二丁目字反田23番20まで
小穴二日町線	上山市藤吾字下原449番1から同市高松字三本松987番まで
十日町山形線	上山市金瓶字湯坂山20番2から同市金瓶字原181番1まで

櫛下高島線	上市市大字櫛下字赤山1353番5から東置賜郡高島町大字二井宿2838番3まで
下原山形停車場線	山形市香澄町二丁目11番5から同市香澄町二丁目1番1まで
大森中野線	山形市大字十文字字大原892番5から同市大字漆山字伊達城4323番1まで
	山形市大字漆山字住吉756番5から同市大字中野字馬場宿133番1まで
東山七浦線	山形市上柳48番1から同市上柳42番2まで
長岡中山線	天童市大字長岡字ガラン110番1から同市大字清池字中道149番まで
	東村山郡中山町大字長崎字上町114番3から同町大字長崎字新町213番5まで
天童停車場若松線	天童市本町一丁目5番1から同市鎌田一丁目14番8まで
皿沼河北線	寒河江市栄町158番2から同市本町二丁目106番5まで
	西村山郡河北町谷地中央三丁目7番9から同町谷地二82番まで
小山海味線	西村山郡西川町大字吉川字久保227番28から同町大字睦合字扇田292番8まで
大久保村山停車場線	村山市基点1052番4から同市大字河島字碓163番4まで
樽石河北線	西村山郡河北町大字吉田字吉田599番4から同町谷地字東547番まで
樽石基点線	村山市大字稲下字川前203番1から同市基点1052番4まで
鶴子尾花沢線	尾花沢市大字尾花沢若葉町四丁目4846番3から同市若葉町三丁目23番まで
東根長島線	東根市宮崎五丁目5097番2から同市大字長瀬字松沢5407番16まで
中島新田楯岡線	村山市大字楯岡字的場5271番から同市大字楯岡字荻カラ堂5122番まで
	村山市楯岡新町一丁目31番1から同市楯岡新町一丁目92番8まで
大石田名木沢線	北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字堂ノ浦336番1から同町大字海谷字西796番1まで
泉田新庄線	新庄市大手町147番から同市本町335番1まで
向町最上西公園線	最上郡最上町大字月楯字下川原25番42から同町大字大堀字蟹ノ又1360番1まで
赤坂真室川線	新庄市大字昭和字昭和935番3から最上郡真室川町大字新町字上荒川144番7まで
福寿野熊高線	最上郡舟形町長者原字福寿野855番から同郡大蔵村大字赤松字宮野901番7まで
片倉塩線	最上郡大蔵村大字南山字塩68番42から同村大字南山字下条65番1まで

面野山鶴岡線	鶴岡市覚岸寺字水上163番3から同市みどり町16番9地先まで
鶴岡広野線	鶴岡市文下字広野37番1から同市文下字久保田201番1まで
	東田川郡三川町大字横山字横山46番1から同町大字横山字不動野145番まで
三瀬水沢線	鶴岡市三瀬字横町351番1から同市三瀬字堅田95番まで
湯田川大山線	鶴岡市白山字西木村200番1から同市白山字西野203番5まで
中川代川尻余目線	鶴岡市羽黒町市野山字林中50番から同市羽黒町市野山字山王林116番1まで
温海川木野俣大岩川線	鶴岡市木野俣字前川原105番7から同市大岩川字家之平51番4まで
鶴岡村上線	鶴岡市日吉町3番1から同市西荒野字宮の根161番1まで
	鶴岡市本郷字上ノ平112番1から同市上田沢字東ノ内148番まで
槻代鶴岡線	鶴岡市外内島字信州川原70番1から同市本田字割田155番まで
生石酒田停車場線	酒田市新橋一丁目5番1から同市駅東二丁目2番3まで
吹浦酒田線	飽海郡遊佐町北目字蟻塚80番3から同町菅里字菅野南山37番14まで
	酒田市豊里字落脇46番3から同市光ヶ丘一丁目18番1まで
	酒田市寿町73番13から同市中町三丁目10番3まで
	酒田市上本町1番25から同市東両羽町9番4まで
宮野浦坂野辺新田線	酒田市飯森山一丁目109番1から同市坂野辺新田字東谿山297番1まで
浜中余目線	酒田市浜中字下村153番1から同市浜中字下村348番まで
	東田川郡庄内町余目字山谷205番3から同町松陽三丁目1番1まで
家根合新堀線	東田川郡庄内町家根合字北裏184番から同町家根合字北裏186番1まで
大沼新田清川停車場線	酒田市白ヶ沢字池田通4番2から東田川郡庄内町清川字下川原181番2まで
海ヶ沢松山線	酒田市北俣字仁助新田78番8から同市田沢字赤田淵23番5まで
田沢下新田線	酒田市田沢字赤田淵23番5から同市田沢字長根下106番地先まで
円能寺砂越停車場線	酒田市北俣字仁助新田35番地先から同市檜橋字上川原411番まで
比子八幡線	飽海郡遊佐町比子字白木22番1から酒田市藤崎字茂り松154番1まで

村山大石田線	村山市大字名取字清水北3123番171から同市大字名取字湯沢2112番2まで
板井川下山添線	鶴岡市上山添字神明前288番から同市丸岡字町の内309番1まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

災害が発生した場合に、電柱の倒壊等により緊急車両等の通行や住民の避難が妨げられ、被害が拡大することを防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和5年4月1日

山形県告示第199号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道112号	酒田市山居町二丁目5番1	酒田市本町三丁目48番
主要地方道天童大江線	天童市大字蔵増字押切1482番3	天童市大字蔵増字長沼3169番4

2 指定する期日 令和5年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

山形県告示第200号

次の開発行為は、完了した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和4年6月16日 指令村総建第214号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字長崎字広瀬2693番3、2694番1、2694番2、2694番5の一部、2694番6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡中山町大字長崎451番地 D-room桜102号室 橋本 紘志

**山形県告示第201号**

次の開発行為は、完了した。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和4年8月4日 指令村総建第244号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字柳沢字深山前512番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
寒河江市大字寒河江字小和田40番地の5 國井 優輔

**教育委員会関係**

**規 則**

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

**山形県教育委員会規則第1号**

**市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則**

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程（昭和29年8月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「再任用職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、同表の注書中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第5条第1項若しくは第3項、令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校職員をいう。）をいう。）は、改正後の別表第2の注書に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同表の規定を適用する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。



令和5年3月24日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広樹

## 山形県教育委員会規則第2号

## 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条の2第1項第1号及び第2号並びに第11条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 附則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された学校職員（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第2条に規定する学校職員をいう。）をいう。次項において同じ。）は、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第7条第2項第2号、同条第3項及び同条第6項第2号の規定を適用する。

3 暫定再任用職員で令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第3条第3項並びに第5項、第7条第1項第1号及び第2号、同条第2項第1号及び第2号、同条第3項、同条第5項第2号、同条第6項第2号、第7条の2第1項及び第2項並びに第11条の規定を適用する。

4 附則第2項の規定は市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校職員である暫定再任用職員（令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第5条第1項若しくは第3項、令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）について準用する。この場合において、附則第2項中「（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」とあるのは「（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」と、「この」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月山形県教育委員会規則第13号）第1条の2において準用するこの」と読み替えるものとする。

5 附則第3項の規定は学校職員である暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについて準用する。この場合において、附則第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」と、「新規則」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月山形県教育委員会規則第13号）第1条の2において準用する新規則」と読み替えるものとする。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等の実施に関し県教育委員会が定める職等を定める規則をここに公布する。

令和5年3月24日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広 樹

### 山形県教育委員会規則第3号

#### 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等の実施に関し県教育委員会が定める職等を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第37号。以下「条例」という。）第5条並びに山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年12月県条例第36号。以下「改正条例」という。）附則第18条第2項及び第23条の規定により、県教育委員会が定める職等を定めるものとする。

（管理監督職に含まれる職）

第2条 条例第5条の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める職は、主幹教諭（山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第4条第1項第4号ロに規定する教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうち職務の級特2級にあるものが占める職をいう。）とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（改正条例附則第18条第2項に規定する県教育委員会が定める職等）

2 改正条例附則第18条第2項の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が、基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例第13条の規定による改正前の条例（次項において「旧条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が改正条例第13条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する定年であるものに限る。）とする。

（1）基準日以降に新たに設置された職

（2）基準日以降に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第18条第2項の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める学校職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している学校職員とする。

（改正条例附則第23条に規定する県教育委員会が定める短時間勤務の職等）

4 改正条例附則第23条の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新条例第11条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年であるものに限る。）とする。

（1）基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

5 改正条例附則第23条の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

6 改正条例附則第23条の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第4項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とする。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに尾花沢市役所において令和5年7月24日まで縦覧に供する。

令和5年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ尾花沢店・ダイソー尾花沢店  
尾花沢市上町四丁目1749番地2外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八 幡 政 浩

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八 幡 政 浩
株 式 会 社 大 創 産 業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二

- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年10月12日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,936平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の収容台数 114台
  - 駐輪場の収容台数 30台
  - 荷さばき施設の面積 95平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の容量 11立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 ツ ル ハ	午前7時	翌午前0時
株 式 会 社 大 創 産 業	午前9時	午後9時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から翌午前0時30分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 届出年月日  
令和5年3月13日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年7月24日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年1月から同年2月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月24日

山形県監査委員	森	谷	仙	一	郎
山形県監査委員	星	川	純	一	
山形県監査委員	松	田	義	彦	
山形県監査委員	海	老	名	信	乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関49箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
最 上 学 園	令和5年1月10日	星川委員	松田委員
や ま な み 学 園	令和5年1月10日	星川委員	松田委員
米 沢 工 業 高 等 学 校	令和5年1月10日	星川委員	松田委員
病 害 虫 防 除 所	令和5年1月10日	森谷委員	海老名委員
環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー	令和5年1月12日	星川委員	松田委員
村 山 産 業 高 等 学 校	令和5年1月12日	星川委員	松田委員
楯 岡 特 別 支 援 学 校	令和5年1月12日	星川委員	松田委員
福 祉 相 談 セ ン タ ー	令和5年1月12日	森谷委員	海老名委員
産 業 技 術 短 期 大 学 校	令和5年1月12日	森谷委員	海老名委員

農業総合研究センター	令和5年1月12日	森谷委員	海老名委員
こども医療療育センター	令和5年1月13日	松田委員	—
上山明新館高等学校	令和5年1月13日	松田委員	—
工業技術センター置賜試験場	令和5年1月13日	海老名委員	—
内水面水産研究所	令和5年1月13日	海老名委員	—
置賜農業高等学校	令和5年1月13日	海老名委員	—
新庄南高等学校	令和5年1月20日	星川委員	松田委員
新庄養護学校	令和5年1月20日	星川委員	松田委員
長井警察署	令和5年1月20日	星川委員	松田委員
庄内教育事務所	令和5年1月20日	森谷委員	海老名委員
長井工業高等学校	令和5年1月20日	森谷委員	海老名委員
衛生研究所	令和5年1月24日	星川委員	松田委員
精神保健福祉センター	令和5年1月24日	星川委員	松田委員
工業技術センター	令和5年1月24日	星川委員	松田委員
高度技術研究開発センター	令和5年1月24日	星川委員	松田委員
森林研究研修センター	令和5年1月24日	森谷委員	海老名委員
寒河江高等学校	令和5年1月24日	森谷委員	海老名委員
寒河江工業高等学校	令和5年1月24日	森谷委員	海老名委員
教育センター	令和5年1月25日	松田委員	—
東桜学館中学校	令和5年1月25日	松田委員	—
東桜学館高等学校	令和5年1月25日	松田委員	—
図書館	令和5年1月25日	海老名委員	—
山形東高等学校	令和5年1月25日	海老名委員	—
山形盲学校	令和5年1月25日	海老名委員	—

北 村 山 高 等 学 校	令和5年2月3日	星川委員	松田委員
山 形 西 高 等 学 校	令和5年2月3日	森谷委員	海老名委員
酒 田 光 陵 高 等 学 校	令和5年2月6日	松田委員	—
村 山 教 育 事 務 所	令和5年2月8日	星川委員	松田委員
山 形 北 高 等 学 校	令和5年2月8日	星川委員	松田委員
山 形 警 察 署	令和5年2月8日	星川委員	松田委員
博 物 館	令和5年2月8日	森谷委員	海老名委員
霞 城 学 園 高 等 学 校	令和5年2月8日	森谷委員	海老名委員
天 童 高 等 学 校	令和5年2月8日	森谷委員	海老名委員
朝 日 学 園	令和5年2月10日	松田委員	—
山 辺 高 等 学 校	令和5年2月10日	松田委員	—
左 沢 高 等 学 校	令和5年2月10日	松田委員	—
青 年 の 家	令和5年2月10日	海老名委員	—
山 形 南 高 等 学 校	令和5年2月10日	海老名委員	—
谷 地 高 等 学 校	令和5年2月10日	海老名委員	—
米 沢 東 高 等 学 校	令和5年2月13日	松田委員	—

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 産業技術短期大学校

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

工事の請負について、公所長に委任された額（1件の予定価格500万円以内）を超えて執行しているもの 1件

学生寮エアコン設置工事

予定価格 11,568,920円

ロ こども医療療育センター

(イ) 契約事務が適切でないもの

(内容)

支出予定金額が10万円を超える物品購入において、単価契約を締結しないで、10万円以下に分割して支出負担行為をしているもの

## 医薬品の購入

発注時期 令和4年4月から10月まで

発注回数 17回

支出額 484,544円

## ハ 新庄南高等学校

## (イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

## (内容)

指定物品の購入について、権限が委任されていないにもかかわらず、学校長が執行しているもの 1件

品名 電子黒板システム

取得金額 2,435,400円

## (ロ) 支出事務が適切でないもの

## (内容)

奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 9件

主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和3年7月1日

支払日 令和3年12月3日

## ニ 新庄養護学校

## (イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

## (内容)

支出事務が適切でないもの

## a 住居手当について、支給期間を誤り、返納を要するもの 1件

令和4年6月支給分

既支給額 28,000円

正支給額 0円

要返納額 28,000円

## b 扶養手当について、被扶養者数の変更に伴う認定の手続を行っていないもの 3件

## ホ 北村山高等学校

## (イ) 支出事務が適切でないもの

## (内容)

## a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 3件 合計84,480円

主な事例は以下のとおり

一般廃棄物処理業務委託（令和4年5月分）

請求書受理日 令和4年6月3日

支払期限 令和4年7月1日

支払日 令和4年12月20日

支出額 22,704円

## b 支払期限内に支払をしていないもの 4件 108,306円

主な事例は以下のとおり

一般廃棄物処理業務委託（令和4年8月分）

請求書受理日 令和4年9月5日

支払期限 令和4年10月4日

支払日 令和4年12月20日

支出額 20,768円

## ヘ 酒田光陵高等学校

## (イ) 支出事務が適切でないもの

## (内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延し、次年度予算から支出しているもの 1件

一般入学願書の購入経費

請求書受理日 令和4年1月26日

支払期限 令和4年2月9日  
 支払日 令和4年6月1日  
 支出額 11,825円

## ト 山辺高等学校

## (イ) 事務事業が適切でないもの

(内容)

会計年度任用職員の社会保険料納付事務など7業務について、必要な手続を行わずに放置するなどしたもの

主な事例は以下のとおり

会計年度任用職員の被保険者賞与支払届の年金事務所への提出（令和2年12月分）

提出期限 令和2年12月14日

提出日 令和4年10月28日

## (ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

## a 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 2件

主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和3年7月5日

支払日 令和4年1月28日

## b 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から3箇月を超えてしていないもの 1件

申請書受付日 令和3年11月5日

支払日 令和4年2月15日

## チ 米沢東高等学校

## (イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

## a 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 1件

令和4年6月支給分

既支給額（100分の5） 21,973円

正支給額（100分の10） 43,947円

要追給額 21,974円

## b 通勤手当について、月の全日数にわたり通勤実績のない職員に支給し、返納を要するもの 1件

令和4年7月から令和4年9月支給分

既支給額 7,500円

正支給額 0円

要返納額 7,500円

## c 通勤手当について、通勤経路等の変更に伴う認定の手続を行っていないもの 5件

## d 扶養手当について、支給期間を誤り、期末手当及び寒冷地手当とともに返納を要するもの 1件 返納額合計110,025円

扶養手当 令和3年1月から平成3年11月支給分

既支給額 71,500円

正支給額 0円

要返納額 71,500円

期末手当 令和3年6月支給分

既支給額 608,581円

正支給額 600,456円

要返納額 8,125円

寒冷地手当 令和3年1月から3月及び11月支給分

既支給額 71,200円

正支給額 40,800円



要返納額 30,400円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

- (イ) 調定額を誤った1万円以上のもの（左沢高等学校）
- (ロ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（酒田光陵高等学校）
- (ハ) 領収している現金の一部について、現金出納簿の登記をしていないもの（図書館）
- (ニ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているもの（酒田光陵高等学校）

ロ 支出

- (イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（北村山高等学校、酒田光陵高等学校）
- (ロ) 支払の遅延等により、遅収加算金を発生させたもの（山形東高等学校）
- (ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（村山教育事務所、山形東高等学校、米沢東高等学校）
- (ニ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（最上学園、図書館、村山教育事務所）
- (ホ) 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から3箇月を超えてしていないもの（置賜農業高等学校）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年1月及び令和5年3月に実施した令和3年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月24日

山形県監査委員	森	谷	仙 一 郎
山形県監査委員	星	川	純 一
山形県監査委員	松	田	義 彦
山形県監査委員	海	老	名 信 乃

1 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

2 監査の種類

財政的援助団体等監査

3 監査の対象

- (1) 監査対象団体 公益財団法人山形大学産業研究所等 4団体
- (2) 監査対象期間 令和3年度

4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行等について、関係書類等を確認するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行等について、以上のように監査した限りにおいて、監査対象の団体毎の監査結果は次のとおりである。

(1) 公益財団法人 山形大学産業研究所

監査実施年月日 令和5年1月10日

担当監査委員 森谷 仙一郎、海老名 信乃

イ 監査事項

- (イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
26,500,000円	基本財産の現在額 104,530,000円 県の出資割合 25.4%	産・学・官の緊密な連携の下に、山形県内における工業技術に関する研究の振興を図り、地域社会における科学技術及び産業の向上・発展に寄与する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項）  
前回の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの  
（内容）

補正予算の作成及び理事会の承認手続を行わず、決算額が予算額を超過しているもの  
事業活動支出 予算額 5,422,000円  
決算額 5,435,030円  
超過額 13,030円

- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(2) 公益財団法人 山形県生涯学習文化財団

監査実施年月日 令和5年1月10日  
担当監査委員 星川 純一、松田 義彦

イ 監査事項

- (イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
2,859,448,663円	基本財産の現在額 2,913,345,556円 県の出資割合 98.1%	県民の自発的な生涯学習及び文化活動並びに男女共同参画社会の形成促進を総合的に支援し、これらの活動を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資する。

- (ロ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	令和3年度 管理経費等	指定期間	業 務 の 内 容
山形県郷土館及び県政史緑地	99,233,000円	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日	施設・設備の維持管理及び運営並びに使用の許可
山形県男女共同参画センター及び山形県生涯学習センター	130,637,000円	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日	施設・設備の維持管理及び運営並びに利用料金等の徴収

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(3) 公益財団法人 山形県埋蔵文化財センター

監査実施年月日 令和5年3月2日  
担当監査委員 星川 純一、松田 義彦

イ 監査事項

- (イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
40,000,000円	基本財産の現在額 40,000,000円 県の出資割合 100%	山形県内における遺跡等埋蔵文化財の調査研究を行い、県民の埋蔵文化財に関する理解を深めるとともに、文化財保護と地域開発の調和を図り、もって県民の文化生活の向上と地域文化の振興に寄与する。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項）

予算の計上が適切でないもの

（内容）

補正予算の作成及び理事会の承認手続を行わず、決算額が予算額を超過しているもの

経常費用 予算額 295,924,000円

決算額 296,724,355円

超過額 800,355円

(4) 一般財団法人 鶴岡市開発公社

監査実施年月日 令和5年1月10日

担当監査委員 森谷 仙一郎、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	令和3年度 管理経費等	指定期間	業 務 の 内 容
加茂港緑地及び加茂レインボービーチ	3,352,000円	平成30年4月1日 ～ 令和5年3月31日	施設・設備の管理及び使用承認並びに行為の許可

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

令和5年3月24日印刷  
令和5年3月24日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県